

改定後	改定前
<p>第8条（代金決済）</p> <p>1. 会員が当社に支払うべきカード利用による代金、年会費および手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替により支払うものとしします。ただし、当社が適当または必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当社が別途定めた方法により支払うものとしします。</p> <p>（略）</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>1. 会員が当社に支払うべきカード利用による代金、年会費および手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替の<u>方法</u>により支払うものとしします。ただし、当社が適当または必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当社が別途定めた方法により支払うものとしします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第10条（費用の負担）</p> <p><u>1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとしします。</u></p> <p><u>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を会員は負担するものとしします。</u></p>	<p>第10条（費用の負担）</p> <p>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとしします。</p>
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>（略）</p> <p>（10）会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>（略）</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>（略）</p> <p>（10）会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>第20条（届出事項の変更等） （略）</p>	<p>第20条（届出事項の変更） （略）</p>
<p>第28条（カードショッピング代金の支払区分）</p> <p>1. 使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。</p> <p><u>2. 会員のカードショッピング代金は、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日にお支払いいただきます。</u></p> <p><u>支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分、支払期日が26日の場合には、前月1日から前月末日までの利用分</u></p> <p>3. 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日の開始が遅れる場合があります。</p>	<p>第28条（カードショッピング代金の支払区分）</p> <p>1. 使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。</p> <p><u>2. 会員および使用者のカードショッピング代金は第8条の定めにより毎月の締切日までのカードショッピング代金を指定の支払期日にお支払いいただきます。</u></p> <p>3. 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日の開始が遅れる場合があります。</p>

改定後	改定前
<p>第29条（見本・カタログ等と現物の相違）</p> <p>会員および使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員および使用者は、加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。</p> <p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. <u>カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせおよび</u>宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。</p> <p>南都カードサービス株式会社</p> <p>〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目6番地7 南都地所東生駒ビル4階</p> <p>電話番号 0743-70-8881</p> <p>（略）</p>	<p>第29条（見本・カタログ等と現物の相違）</p> <p>会員および使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員および使用者は、加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。</p> <p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。</p> <p>南都カードサービス株式会社</p> <p>〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目6番地7 南都地所東生駒ビル4階</p> <p>電話番号 0743-70-8881</p> <p>（略）</p>